

公益財団法人東京都都市づくり公社電子入札システム利用要領

平成 25 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、電子入札システムの適正かつ円滑な運用を図るため、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）における当該システムの利用に係る基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電子入札システム：インターネットを用いて入札手続を行うシステムをいう
- (2) ICカード：身分を証明するため電子認証局から取得した電子証明書が記録されたカード
- (3) 紙入札：電子入札システムを用いることに代えて、紙媒体による入札を行うことをいう
- (4) 紙入札業者：紙に記載した入札書及び見積書等をもって電子入札に参加する入札参加者をいう

(電子入札システムの利用)

第 3 条 公社は、公表案件の発注について原則として電子入札システムを利用するものとする。ただし、案件の内容等により電子入札システムを利用しないと判断した場合には紙媒体による入札事務を行うことができる。

(利用者登録)

第 4 条 利用者登録は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しく IC カードを取得した場合に行うものとする。

(利用者登録の情報の変更)

第 5 条 利用者登録の情報に変更が生じた場合、速やかに利用者登録の情報の変更の手続を行うものとする。

(ICカードの失効)

第 6 条 入札参加者が電子入札案件の開札日までの入札手続きにあたって、IC カードを破損、紛失もしくは電子証明書の期限が切れた場合において、それに代わる IC カードを用意できなかったときは、当該入札手続きは無効とする。

(入札書その他の書類の提出時期及び取り扱い)

第 7 条 電子入札システムにより送付された入札書その他の書類は、電子入札システムのサーバーに到達した時点で提出されたものとする。

2 上記の例外として、指名中の入札参加者において電子入札システムにより「辞退」した場合の取り扱いは、提出日時にかかわらず「開札日時」をもって辞退したものとする。なお、入札参加者全員の辞退等により「入札取り止め」となった場合においても当初の開札日時まで指名期間中とみなし「当初の開札日時をもって辞退」したものとする。

(紙入札)

第 8 条 公社は、システム障害や停電等により電子入札システムの運用が困難である場合またはその他やむを得ない事情がある場合には、電子入札案件を紙媒体による入札案件へと切り替えることができる。

2 入札参加者は、広域的な通信障害または停電等によるやむを得ない事情により電子入札への参加が困難である場合には、その詳細を記した書類をもって紙媒体による入札への参加を申請し、公社の承認をもって紙入札へ切り替えることができる。

3 公社から任意指名を受けた入札参加者が電子入札システムの仕様により、電子入札への参加が不可能な場合について、紙媒体での入札を行うものとする。

4 入札参加者に紙入札による者がいる場合には、公社は契約事務に関係のない第三者を立ち会わせて上で、開札を行うものとする。

(添付書類)

第 9 条 内訳書その他の書類（以下「添付書類」という。）を保存するファイル形式については、PDF 等の公社の IT 環境において利用できるものに限る。

2 入札参加者の添付書類が、プログラムの破損、セキュリティ設定によるアクセス制限またはコンピューターウイルスに感染している場合、速やかにこの問題を処理するよう入札参加者に要請するものとする。定められた期間内に処理できない場合には、添付書類の提出が無かったものとして取り扱う。

(案件の取り消し)

第 10 条 公社の都合により入札案件を取り消した場合、既に提出済みの入札書等は無効とし、電子入札システムから電子メールにより、入札参加申込みをした者又は入札書を提出した者に対し中止通知書を発行した旨を通知するものとする。

(開札方法)

第 11 条 公社は事前に設定した開札予定日時後、速やかに開札を行うものとする。

2 紙入札業者がいる場合は、開札予定日時後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子

入札システムに登録するものとする。この場合においてくじ番号は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号とする。

(電子くじ)

第 12 条 落札となるべき入札参加者が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、公社は電子入札システムにおいて電子くじを実施するものとする。(総合評価方式を除く)

(再度入札)

第 13 条 公社は再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

(入札の保留)

第 14 条 公社は、入札を保留する場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

(開札の延期)

第 15 条 公社が開札を延期する場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

(入札の取り止め)

第 16 条 公社が入札を取り止めする場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に取り止め通知書を発行した旨を通知するものとする。

(落札者の決定)

第 17 条 落札者が決定した場合、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者全員に落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第 18 条 公社は、入札参加者の資格要件が喪失したことを確認した場合、開札時に当該入札書を無効なものとして取り扱うものとする。

(発注者のトラブル)

第 19 条 公社は、サーバー又はネットワークの障害等により、入札業務が処理できないことが判明した場合、その原因を調査し紙入札への変更等、必要な措置を講ずるものとする。

(I Cカードの不正使用)

第 20 条 会社は、入札参加者が I Cカードを不正に使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。